

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定（昭和47年岩手県告示第558号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後				
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定					別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定				
水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考	水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考
[略]					[略]				
新 井 田 川 支 流 水 域	瀬月内川（瀬月内川本流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	[略]	[略]	[略]	瀬月内川（瀬月内川本流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	[略]	[略]	[略]	[略]
	雪谷川（雪谷川本流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	[略]	[略]	[略]	雪谷川（雪谷川本流）	[略]	[略]	[略]	昭和52年3月22日適用
[略]					[略]				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

新井田川支流水域

湖沼A

直ちに達成

段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

III（ただし、当面の間全窒素に係る基準は、適用しない。）

全りん 0.038 mg / l

令和2年3月27日適用